

○東京藝術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則

〔 昭和60年12月23日
規則第7号 〕

改正 昭和61年7月1日 平成4年5月12日
平成16年4月1日 平成17年11月17日
平成19年3月28日 平成25年10月24日
平成27年3月26日 平成29年10月19日

（趣旨）

第1条 東京藝術大学学位規則第12条の規定に基づき、博士の学位（以下「論文博士」という。）審査については、この規則の定めるところによる。

（申請資格等）

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力等を有する者とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、関連する本学の研究領域又は研究分野の研究指導教員の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第3条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

（申請手続）

第4条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書及び次の各号に掲げる博士論文等に東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則に定める額の学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。ただし、本学の博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位を申請する場合、審査手数料の徴収を免除する。

（1）博士論文等

（2）博士論文等目録

（3）博士論文等要旨

（4）履歴書

（5）戸籍謄本又はこれに代わるもの

（6）その他学長が指定するもの

2 論文博士の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

（博士論文等審査）

第5条 学長は、前条の規定により提出された博士論文等の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

（審査委員会）

第6条 審査委員会は、付託のあった博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規

定する審査委員会に、当該研究分野担当若しくは関連分野担当の講師若しくは客員教授又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

3 審査委員会に主査を置き、主査は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の研究指導教員をもってあてる。

4 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

(試験の方法)

第7条 試験は、博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(学力審査委員会)

第8条 学力審査委員会は、学位申請者の学力の確認を行うため、研究科委員会構成員のうちから研究科委員会において選出された5人以上の学力審査委員をもって組織する。

2 学力審査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究科委員会構成員以外の教授、准教授又は講師を加えることができる。

3 学力審査委員会に主査を置き、主査は、審査委員の互選によるものとする。

4 学力審査委員会は、当該研究分野に関し、学力等を有することを確認するため、博士論文等に関連する分野の科目(外国語を含む。)について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者については、学力等の審査を行わないものとする。

(審査結果の報告)

第9条 審査委員会は、第6条第4項の規定により行った博士論文等審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

2 学力審査委員会は、前条の規定により行った学力審査の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の審査)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を票決する。

2 前項に規定する合格の票決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第11条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により票決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第13条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得

て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第14条 この規則の定めるもののほか、論文博士の学位審査に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年12月23日から施行する。
- 2 東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士）審査内規（昭和54年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年5月12日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月19日から施行する。